

安井小学校教育環境整備事業基本計画

西宮市 教育委員会

目次

はじめに	1
1章 安井小学校の現況	
1 安井小学校の概要	2
2 児童数・学級数の今後の推移	3
3 現況の配置図	3
2章 校舎改築の基本方針	
1 事業目的	4
2 基本計画策定の経過	4
3 改築校舎等の整備内容	4
4 学校づくりの方針	6
3章 校舎改築の基本計画	
1 主な計画諸室等	7
2 校舎の配置計画	8
3 工期	8
4 工期中の学校運営	9
5 事業工程	9
4章 改築校舎の計画	
1 施設概要	10
2 改築校舎のボリュームイメージ	12

はじめに

現在、西宮市立の学校数は、64校あり、そのうち22校に、昭和20年、30年代に建築された校舎等が存在し、築60年を経過、もしくは経過しようとしており、老朽化した学校施設への対応は急務の課題です。

また、児童生徒数が増加している学校では、教室が不足し、仮設校舎が運動場に設置された状況が継続しており、児童1人あたりの運動場が狭くなるなど、施設面における教育環境の改善が必要な状況です。教育委員会では、平成27年2月に、「学校施設整備における優先度の考え方及び優先度の高い学校の選定」を策定し、優先度の考え方を整理し、建築年数や劣化状況とあわせて、各学校の教室不足や運動場不足など教育環境の整備状況等から、優先度の高い学校を選定しました。老朽校舎の解消とともに、良好な教育環境の整備を目的として、優先度の高い学校から、具体的な対応策を検討し、事業化に向けて取り組んでいます。

一方で、今後急速に整備需要の増加が予想される中、学校施設の安全性を確保しつつ、予算の平準化やトータルコストの縮減を図ることが求められています。計画的な保全改修を行うことで施設の長寿命化を図ることが、今後の大きな課題です。

安井小学校は、今後、児童が増加見込であることや仮設校舎4教室分が設置される状況で、教室不足や運動場不足など教育環境の整備状況等から、優先度の高い学校と位置づけ、校舎増改築事業に着手します。

本基本計画は、安井小学校教育環境整備事業において、基本的な方針や考え方、事業内容やスケジュールについて整理・検討したものです。

1章 安井小学校の現況

1 安井小学校の概要

- ・ 所在地 西宮市安井町 1-25
- ・ 敷地面積 12,232 m²
- ・ 児童数 711名（通常学級 704名、特別支援学級 7名）
- ・ 職員数 41名
- ・ 施設内容

校舎等	建築年次	階層	床面積	構造
北校舎棟	昭和 35 年 他	3 階	2,429 m ²	鉄筋コンクリート造
東校舎棟	昭和 40 年 他	3 階	1,415 m ²	鉄筋コンクリート造
西校舎棟	昭和 52 年 他	3 階	1,483 m ²	鉄筋コンクリート造
体育館棟	昭和 60 年	1 階	685 m ²	鉄筋コンクリート造
仮設校舎棟	平成 26 年	2 階	406 m ²	鉄骨造
留守家庭児童 育成センター	平成 27 年	2 階	227 m ²	鉄骨造

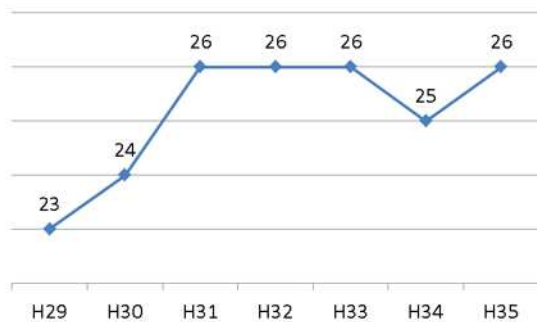
安井小学校の位置



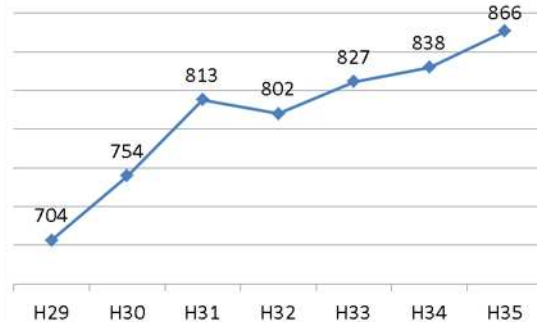
2 児童数・学級数の今後の推移

今後6年間の通常学級の学級数及び児童数は、現在把握している新規マンション等の影響もふまえて増加傾向を見込んでいます。今後の住宅開発や転入転出等の状況により、数値は変動します。

(通常学級の学級数推移)



(通常学級の児童数推移)



※上記の通常学級の外、特別支援学級は3学級を想定しています。

3 現況の配置図



※体育館棟は改築の対象としていません。



2章 校舎改築の基本方針

1 事業目的

昭和 30 年代に建築された校舎棟の老朽化は著しく、また、仮設校舎 4 教室を設置しており、今後も児童は増加傾向にあります。現況、児童 1 人あたりの運動場が不足しており、できるだけ運動場が確保できるよう検討が必要です。また、学校施設は、地域の避難所としての役割を果たすため、児童や地域にとっての安全・安心の確保が必要です。以上のことから、校舎改築により、老朽校舎の解消と教育環境の改善を図ります。

2 基本計画策定の経過

基本計画の段階では、学校づくりの方針や校舎規模や配置、工事概要など事業の骨格を協議決定します。基本計画に基づく詳細な内容については、今後の基本設計実施設計（詳細設計）で検討することになります。平成 28 年 7 月に基本計画に着手、校区内の自治会長や関係団体の代表者、PTA 会長、教職員等で構成する「西宮市立安井小学校校舎改築推進委員会」を設置し、これまでに 6 回の改築推進委員会を開催し、協議を行いました。また、近隣にお住まいの方や保護者の皆様を対象にして、計画案に関する説明会を行い、意見や要望をいただいております。

3 改築校舎等の整備内容

体育館棟を除いたすべての校舎棟の改築を行います。改築校舎は、鉄筋コンクリート造 4 階建て、延床面積約 8,600 m²を予定しています。通常学級 26 学級及び特別支援学級 3 学級を想定し、今後の児童数増加に対応できる規模や仕様を計画します。運動場面積は、現況の約 5,600 m²に対して、改築後は約 6,200 m²を確保できる見込みです。また、利用児童数の増加が見込まれている留守家庭児童育成センターの増設もあわせて行います。体育館は、今回の改築の対象としておりませんが、現状、児童は公道を横切って移動しており、横断時の安全性の確保が課題となっています。今回の校舎改築に伴い、体育館への空中通路の設置を計画します。なお、空中通路の設置には、関係機関の許可や建築審査会の同意が必要となります。

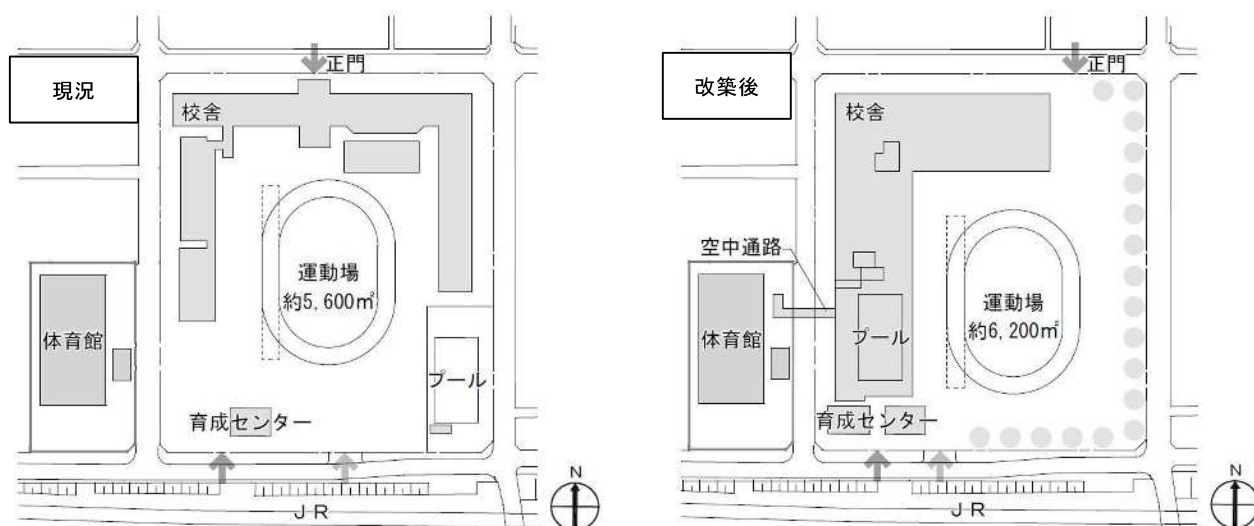
次に、地域の避難所としての機能を確保するため、改築校舎内での備蓄倉庫の確保や災害時用トイレの設置を予定しています。また、地域の利用にも配慮した設計を検討します。

校舎改築等にかかる整備費は、仮設校舎設置費や運動場整備費等込みで、約 49.1 億円を見込んでいます。

(階層について)

本地区は、地区計画により、建物高さは 12m 以内に制限されていますが、運動場をできるだけ確保するため、改築校舎は一部 4 階建て校舎を計画しています。現況運動場に設置されているプール及び関係諸室のみを 4 階に配置することで、3 階建ての場

合と比較して、運動場が増加します。結果、建物高さの一部が約 15.7mと 12mを越えることになり、条例上の特例許可を受ける必要がありますが、近隣にお住まいの方をはじめ、地域の方にはその旨を説明させていただき、建築審査会の同意が必要となる特例許可を予定しています（関係条例：西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第 16 条）



4 学校づくりの方針

(1) 安全・安心な学校づくり

- ・安全面に配慮した施設整備を行います。
- ・常に教職員の目が子供たちに届きやすい施設配置を計画します。
- ・障害のある方も利用可能なトイレを設置し、バリアフリー化に配慮します。

(2) 多様な学習に対応できる学校づくり

- ・教職員が一人一人の子供と関わり、多面的な指導をすることができるような空間づくりを計画します。
- ・様々な学習形態に対応できるオープンスペースを設置します。

(3) 快適な学校生活環境づくり

- ・子供たちの一日の生活動線を考え、最適な教室配置を計画します。
- ・障害の種別や程度に配慮した教室配置等を計画します。
- ・採光や風通しが良く、快適な室内環境に配慮します。
- ・教室等には冷暖房設備を設置します。

(4) 災害を想定した学校づくり

- ・耐震性能を確保した校舎を整備します。
- ・災害時用トイレを設置するなど地域の避難所としての機能を整備します。

(5) 地域に根ざした学校づくり

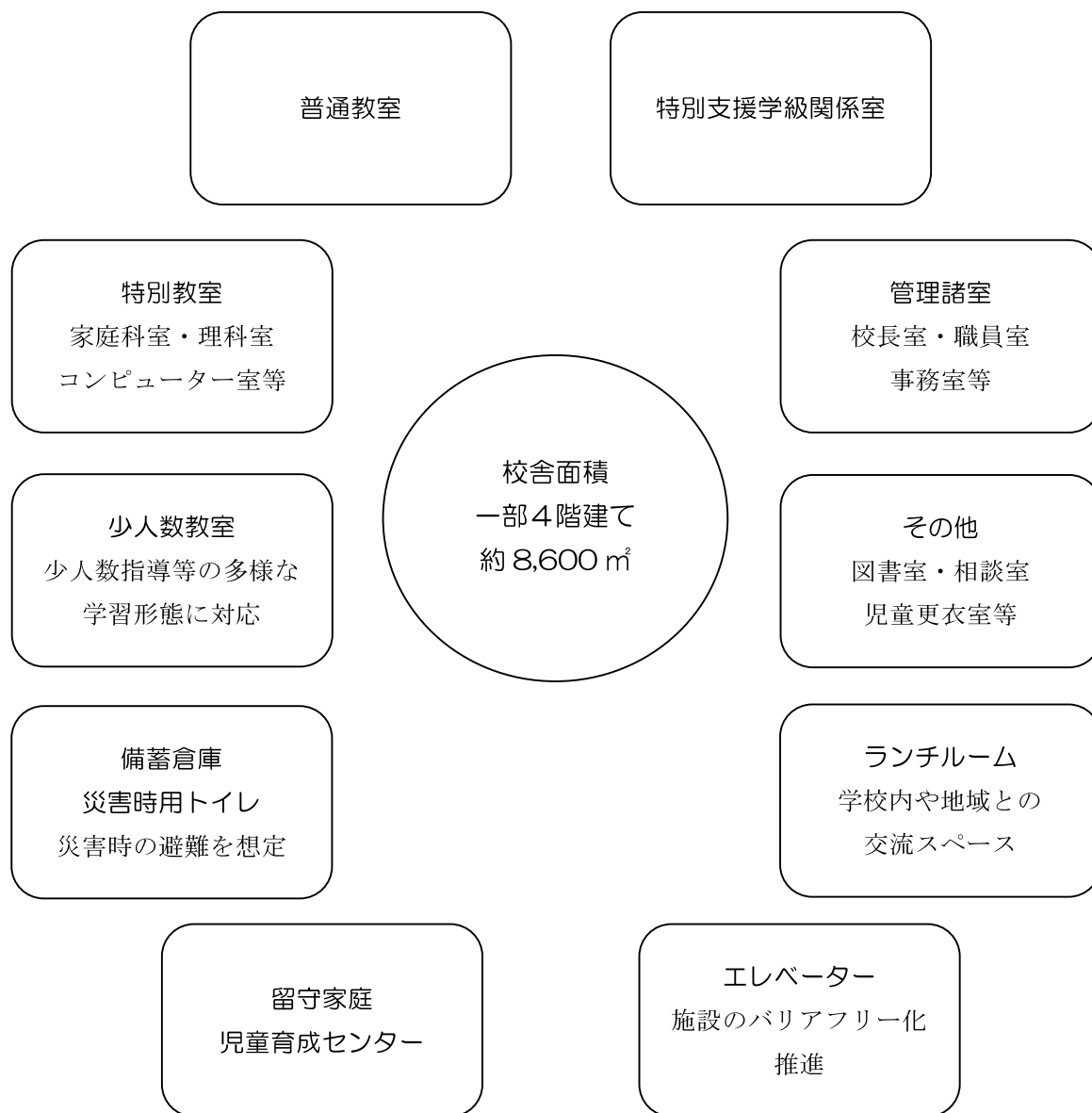
- ・地域に開かれた施設整備を計画します。
- ・近隣にお住まいの方への影響は、できるだけ軽減されるように計画します。

(6) 環境を考えた学校づくり（エコスクール）

- ・太陽光発電設備の設置や積極的な緑化の取り組みなど、環境に配慮します。
- ・設備機器の高効率化を図るとともに、自然採光・雨水の利用など、自然の恵みを活用する仕組みを取り入れます。

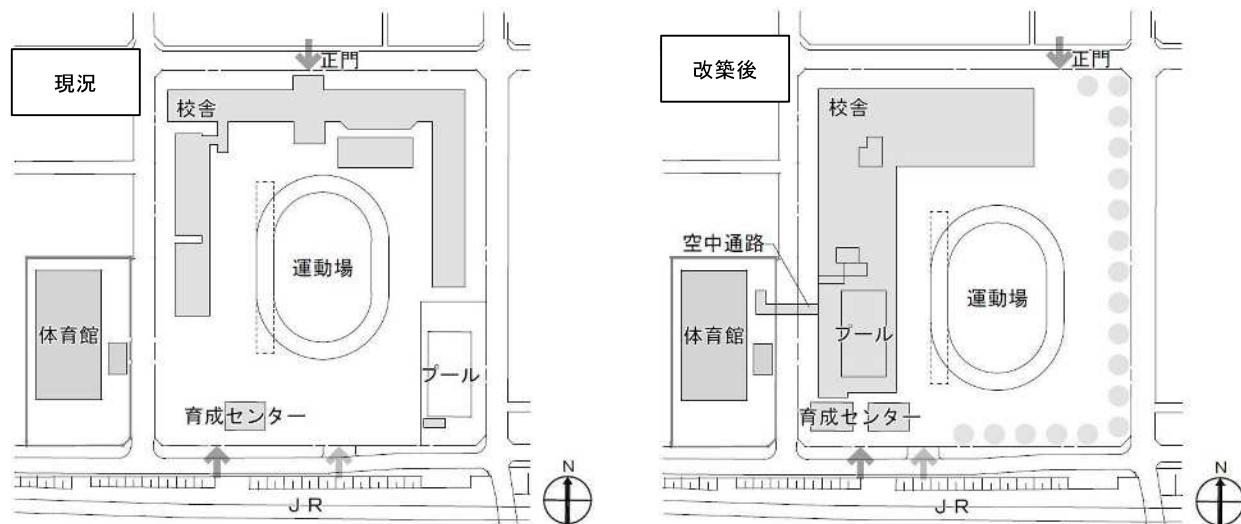
3章 校舎改築の基本計画

1 主な計画諸室等



2 校舎の配置計画

敷地南側はJRと隣接していることや、教室や運動場への採光などを考えると、改築校舎は、現況と同様、敷地北側に配置することが適当と考えます。その場合、改築工事中は、運動場に仮設校舎を設置し、学校生活を送ることになります。工期中の運動場を確保するために、現在の東棟の給食室を使用しながら、工事を進めることとし、結果、改築後の校舎形状は『L字型』となります。また、近隣への影響が懸念されるプールや給食室は、敷地南西角に配置し、改築後の敷地東側に対する音や土埃の影響をできるだけ減らすため、植栽や防塵ネットでの対応に加え、土壌改良剤の使用を計画しています。



3 工期

すべての仮設校舎を一度に設置するケース（工期はⅠ期）と、工事を2回に分けて、仮設校舎の規模を減らすケース（工期はⅡ期）について検討しました。工期がⅠ期の場合、工期中の運動場は約1,600㎡（現況の3割程度）、校舎改築期間は概ね2年と見込まれます。一方、工期がⅡ期の場合、工期中の運動場は最低で約2,200㎡（現況の4割程度）、校舎改築期間は概ね3年となります。工事中の騒音や振動、児童の安全や、近隣への配慮などをふまえ、工期はⅠ期が適当と考えます。




4 工期中の学校運営

工事中の運動会開催やプールの授業、また、工事中の運動場の代替えなどの対応については、今後の詳細設計の段階で学校と協議しながら具体的な検討を進めていきます。現在の方針ですが、工期中の運動会やプールの授業については、2か年（平成33年度、34年度）他校や他施設での実施ができるように検討しています。また、工期中の運動場が狭くなるため、児童への影響ができるだけ低減されるよう、学校では体育の授業を工夫いただくとともに、必要に応じて、運動場の代替えとして、他校や他施設の利用を今後検討します。なお、近隣に適切な施設がない場合は、バスによる移動等も検討します。

5 事業工程

基本計画を策定した後、平成30年7月頃には基本設計実施設計に着手し、平成32年度のプールの時期終了後に、プールを解体し、その後、敷地南側に仮設校舎を設置します。平成33年度当初から校舎解体工事にかかり、平成34年度末の改築校舎竣工を目指します。その後、仮設校舎の解体や運動場整備、外構整備を行い、平成36年度中の事業完了を計画しています。

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
基本計画								
基本設計実施設計								
工事	プール解体等							
	校舎改築					解体	改築	解体
	仮設校舎							



竣工

4章 改築校舎の計画

1 施設概要

〈1階平面〉



※校舎の形状や配置などは、学校関係者等との協議を経た平成29年12月時点のものですが、今後、設計や協議の過程で変更の可能性があります。

〈 2 階平面 〉



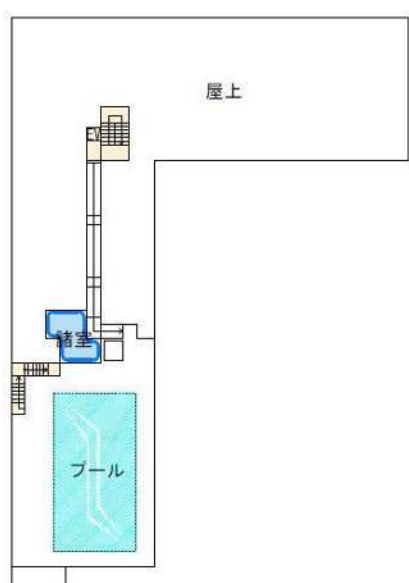
〈 3 階平面 〉



凡例



〈 4 階平面 〉



2 改築校舎のボリュームイメージ

